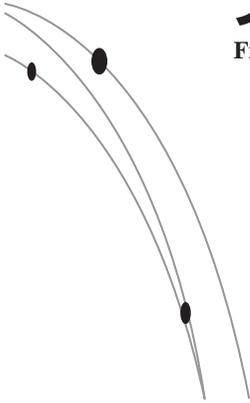


連載②

フィールド・アイ Field Eye

学習院大学教授 脇坂 明

Akira Wakisaka



健康とストレス

2004年から英国政府は本格的に国民の健康、いやもっとはっきり言えば肥満問題に取り組む姿勢を打ち出している。日本人が英国に来てまず驚くのは、街中やレストランで関取級の男女を見かけることと、彼らが食べる量の異常さである。パブでビアを飲むときは、けっしておつまみを食べないのに、レストランそして家庭でも、かなりの量を食べる。美味しいかどうかは意見が分かれるが（大半の日本人はまずいと言うが）、その食べ物や調味料もどうみても健康的な食品とは思えない。

わが国のNHKにあたるBBCも「Fat Nation」というキャンペーンをはり、様々な健康番組を放映しているし、政府食品基準局（Food Standards Agency）も2006年までに、健康的な食べ物と健康的でない商品を3色の信号であらわして消費者にわかりやすくする計画を出している。英国でも急速に普及してきたファストフードの代表選手のハンバーガーなどは当然、赤である。

肥満そして成人病の肉体的健康問題とならんで注目されているのが、精神的健康いわゆるストレスの問題である。職場や家庭のストレスで悩む英国国民は多く、各種調査でストレスの項目が必ずといってよほど加わるようになってきている。

英国に住んだことのある日本人には若干信じられない数値だが、約2000名の英国人に対する健康調査によれば、4割をこえる英国人が仕事や家庭生活に悩んでなかなか寝られないことがあるようだ。就業者にかぎると約5割にもなる。そして12%もが定期的に不

眠でストレスの多い夜を過ごす。その大きな原因が長時間労働にあるようで、71%が長時間労働のために健康を害し、68%が長時間労働は生産性を低下させている、と回答している（PruHealth Report）。英国の経団連であるCBIも、ストレスはGNPを年5～10%低下させているという推計を出している。

週48時間以上働く労働者に対する2004年の英国人事協会の調査によれば（CIPD（2004））、肉体的な健康を害したものが10%であるのに対し、ストレスなどの精神的健康に苦しんでいるものが、17%いる。週60時間以上になると、それぞれ15%、19%となる。

別の英国人事協会の調査によると、週48時間超労働者が1998年の10%から2003年には26%と増えている（CIPD（2003））。たまたま調査時点が週48時間を超えていたわけでない。すべての週25%、ほとんどの週48%と4分の3は長時間労働が常態化している（CIPD（2004））。

長時間労働は余暇・趣味の時間をのがすだけでなく（69%）、配偶者などのパートナーとの関係（47%）や子供との関係（41%）にストレスを生じさせている、という。ストレスを生じさせる様々な要因がどのような経路をたどって生じるかは専門家の研究があるに違いない。長時間労働がどのくらいストレスの原因になっているかは知らないが、無関係ということはありえない。逆に経営学者的な発想にたてば、ストレスがない状態が理想でなく、適度のストレスが高い生産性を生み出すのかもしれない。しかし長時間労働がミスを生み出すと22%の者が回答しているところを見ると、労働密度よりも絶対的物理的な労働時間の長さこそ問題であろう。

また英国人事協会の報告では関係が触れられていないが、いわゆる不払残業（unpaid overtime work）の多さが原因かもしれない。長時間労働者の54%がお金をもらっていない。管理職/運営職では69%がもらっていない（当たり前かもしれないが）。長時間労働者だけでなく、全労働者を対象にした2003年のサンプル数の多い貿易産業省の調査によると（Steven *et al*（2004））、36%が不払残業を行っている。平均週7時間の不払残業だが、週15時間以上のものが13%もいる。パートでも24%が週平均4時間不払残業を行っている。ただ不払残業が、まったくのタダ働きのもののは56%で、振替休日（in lieu）をもらったりする者もいる。それにしても、5人に1人が平均月

30時間のタダ働きの残業をしている（不払残業については拙稿「英国の長時間労働と残業」『労働調査』2005年2月）。長時間労働悪玉論に筆者は与するものでないが、少なくともエンドレスに長時間労働が常態化する働き方は、本人の健康に悪いだけでなく、組織にとっても生産性の面で悪影響を与えるであろう。

さきに紹介した健康調査を行った PruHealth という機関は、健康指標を作成するのに、九つの尺度を利用している。運動、喫煙、酒、ダイエット、体重、予防ケア、ストレス、雇い主の態度、健康知識の九つである。雇い主が健康に関心をもっていないと考えている英国労働者が半数もいる。労働者本人だけでなく、雇い主つまり企業そして労働組合も関与しなければ、従業員の健康は維持できないであろう。健康面でもセルフヘルプつまり自助を重んじる国で、やっとここまで関心が払われつつある。

日本人や自分の健康問題を気にすべきであろうが、英国人の健康には本当に気にかかるものがある。より具体的に労働者のストレス・健康に配慮する場所、機関はどこになるであろうか。やはり職場において、このテーマを本格的に取り上げるしかないであろう。専門外なので間違っている可能性もあるが、その職場組織で期待されるのが、以下の機関である。

今年の4月から、150人以上の従業員を雇う英国の事業所（非営利機関含む）は、従業員に情報を提供し従業員と協議する義務を負うことになった。2007年には100人以上、2008年には50人以上の事業所に拡大される。事業所の従業員の10%が書面要求し制定法上の手続きが開始されると、事業所は6カ月以内に情報提供と協議に関する交渉を始めないといけない。

この法律（従業員への情報提供と従業員の協議に関する規則）により、ドイツの事業所従業員組織に類似した形の常設の協議機関があらわれることも予想される。ただ英国企業は、現時点でもまだまだ準備不足のようである。

わが国でドイツの例などから経営参加の議論がなされたときと同じように、英国でも既存の労働組合が弱体化される、いや効果があるといった議論、あるいは経営者の自由が束縛されるといった議論などが現れている。

ここで健康・ストレス問題を議論できないであろうか。そういった観点からの議論をしているものを、いまだ見つけていないのが残念であるが、できるのではなからうか。

翻ってわが国をみると、2004年の電機連合組合員調査では、男性で時間外労働週40時間、女性で週30時間を超えると、「常に健康不安を感じている」。多くの有能な労働者がつねに健康不安では、日本の未来も不安になる。

同じことばかり言い続けているようだが、洋の東西を問わず、「ファミフレ」（ファミリー・フレンドリー；英国でも用いるがワーク・ライフ・バランスと呼ぶことが多い）具体的には休業と短時間勤務の普及こそが、労働者の幸福そして組織の生産性向上へのカギである。

わが国で、この問題を職場レベルで議論していくのに、労働組合の活動でおこなっていったほうがよいのか、労使協議でおこなっていったほうがよいのか、これも専門外でわからない。もうかなりなされているのかもしれないが、職場における健康・ストレス問題を本格的に取り上げていったほうがよいのではなからうか。

資料文献

- CIPD (Chartered Institute of Personnel and Development) (2003), *Living to Work? Survey Report Oct.*
- CIPD (2004), *Working Time Regulation, Survey Report May.*
- PruHealth Report 2005.
- Stevens, Jane, Juliet Brown and Caroline Lee (2004), *The Second Work-Life Balance Study: Results from the Employees' Survey. DTI Employment Relations Series No. 27.*